

		歯科技工士
○業種全体の就業者数		○ 約34,000人(厚生労働省平成30年衛生行政報告例)
○業務の範囲		○ 歯科技工士法に規定する歯科技工士の免許を有し、歯科技工を業とする者で特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修正し、加工すること。
○災害の状況		○ 日本歯科技工士会へのヒアリングによると、歯科技工所における労働災害として、「金属機械を使用したことによる負傷」、「高温に触れることによる火傷」、「粉じんの吸引」、「患者の血液、唾液からの感染」、「入れ歯等の製作時の針刺し事故」などが想定される。
○類似の既存の業種		○ 「9431 医療業」 ※歯科技工所は医療業に含まれる。
○特別加入団体の担い手の有無		○ 有(公益社団法人日本歯科技工士会が設立する団体を想定)
特別加入団体の承認要件	○一人親方等又は特定作業従事者の数	○ 会員7,200人
	○団体の組織運営方法等が整備されていること	○ 定款に会員の範囲、資格の得喪に関する規定あり。
	○労災保険事務の処理が可能であること。 －事業内容の観点 －事務体制・財務内容等の観点	○ 定款に事業内容として「会員の相互扶助に関する事業等を行う」との規定あり。 ○ 定款に会員が納める費用に関する規定あり。
	○団体の主たる事務所の所在地	○ 東京都新宿区
※労働災害防止の措置について		○ 日本歯科技工士会において、労災防止についての研修内容を検討し、都道府県支部等による現地研修の実施、パンフレットの配布等を検討。